

新 旧 対 照 表

改正案

都留漁業協同組合内共第9号第五種共同漁業権遊漁規則

第1～3条 略

(遊漁料の額及び納付の方法)

第4条 第2条に掲げる漁具・漁法を使用して遊漁する場合で、組合事務所(南都留郡西桂町下暮地788番地)又は別表に定める場所において納付するときの遊漁料(表中「前売り」という。)及び遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料(表中「現場売り」という。)は次表のとおりとする。

1～2 略

3条第4項の特別遊漁料は次表のとおりとする。

漁法	魚種	期間	特別遊漁料(消費税込み)
竿釣りのうち 餌釣り	ニジマス	1日券	一般 3,700円
			小学生 3,300円
		半日券 デ イタイム券	一般 2,900円
			小学生 2,300円
竿釣りのうち ルアー・フライ	ニジマス ヤマメ イワナ	1日券	一般 4,700円
			女性・中高生 4,500円
			小学生 2,600円
		半日券 デ イタイム券	一般 4,100円
			小学生 1,500円
		4時間券	一般 3,200円
		イブニング 券	一般 2,900円
			小学生 1,300円

4 略

5条～8条略

現行規則

都留漁業協同組合内共第9号第五種共同漁業権遊漁規則

第1～3条 略

(遊漁料の額及び納付の方法)

第4条 第2条に掲げる漁具・漁法を使用して遊漁する場合で、組合事務所(南都留郡西桂町下暮地788番地)又は別表に定める場所において納付するときの遊漁料(表中「前売り」という。)及び遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料(表中「現場売り」という。)は次表のとおりとする。

1～2 略

3条第4項の特別遊漁料は次表のとおりとする。

漁法	魚種	期間	特別遊漁料(消費税込み)
竿釣りのうち 餌釣り	ニジマス	1日	3,500円
	ヤマメ・イワナ	1日	4,500円
竿釣りのうち ルアー・フライ	ニジマス ヤマメ イワナ	1日	一般 4,500円
			小学生 3,500円

4 略

5条～8条略